

26ス学健第24号
平成26年8月19日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人事務局長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大 路 正



大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山 下



学校に設置している遊具の安全確保について（依頼）

国土交通省が平成14年3月に作成し、平成20年8月に改訂した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、学校に設置している遊具の安全確保に当たっても参考となることから、平成14年3月28日付け13ス学健第38号及び平成20年10月9日付け20ス学健第29号により、その活用をお願いしてきたところです。

このたび、平成20年の改訂から5年が経過し、最近では健康器具系施設や運動能力やバランス能力が要求される遊具等が増加しつつあり、これらの安全確保に取り組む必要があることから、国土交通省において「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」が策定され、各都道府県・指定都市都市公園管理担当部局長あてに通知されました（別紙参照）。

ついては、引き続き、学校に設置されている遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町

村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

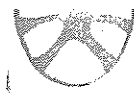
【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

FAX：03-6734-3794



国都公景第72号
平成26年7月11日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長



「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」について

今般、別添のとおり「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（以下、「遊具指針」という）（改訂第2版）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（以下、「別編」という）」を作成したので、貴職へお知らせいたします。

なお、本件については各地方公共団体都市公園管理担当部局長にも通知（平成26年7月11日国都公景第70号公園緑地・景観課長通知）し、今後の都市公園の安全管理にあたって参考としていただきたい旨お示ししたことも併せてお知らせいたします。

■「遊具指針（改訂第2版）」及び「別編」の入手方法

○国土交通省ホームページからのダウンロード

・国土交通省都市局公園緑地・景観課のホームページ内

「個別施策」→「都市公園における遊具の管理」

(http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/index.html)